

## ◆代表相続人選任通知書「様式4」と 代表相続人選任承諾書「様式4-2」の記入について

※この書類は、地籍調査の連絡窓口となり、説明会、境界立会、成果の閲覧等に出席していただける方を、相続人の中から選んで届けていただくものです。  
「相続登記」、「固定資産税」等の手続きとは何ら関係がありません。

- (1) 相続人同士で相談のうえ、地籍調査に関する代表相続人を決めてください。
- (2) 代表相続人は、「様式4」を記入してください。
- (3) 代表相続人以外の相続人は、「様式4-2」を記入してください。
- (4) 代表相続人は、「様式4」に「様式4-2」を添えて市に提出してください。

### <例>

○登記名義人の豊岡太郎さんがお亡くなりになっていて、  
相続人は、豊岡Aさん、豊岡Bさん、豊岡Cさんの3人のケース

- (1) 3人で相談した結果、地籍調査に関する代表相続人にAさんを決定
- (2) Aさんは「様式4」を記入
- (3) BさんとCさんは「様式4-2」を記入し、Aさんに渡す
- (4) Aさんは「様式4」に、(3)の2人分の「様式4-2」添えて市に提出



- 既に遺産分割協議書などがあり、該当土地の相続人が明確な場合は、その書類の写しを提出してください。この場合には、「様式4」等の提出は不要です。
- 行き違いで相続登記がお済みの場合は、ご連絡ください。

(提出される際は、同封している返信用封筒をご使用ください。切手は不要です。)

<参考> 1度に全ての書類を提出できない場合  
「様式4」をまず提出。これで窓口となる「代表者」と連絡が取れます。  
「様式4-2」は書類がそろい次第、忘れずに提出してください。



